

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和8年2月19日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和8年2月19日(木) 午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前10時00分

開議宣告

会議録署名委員の指名 山本委員(南あわじ市) 青木委員(学校組合)

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後0時23分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

(教育長) 新宅 忠敏

(教育委員) 青木 京、近藤 幸常、清水 真澄、山本 真也

《学校組合》

(教育長) 新宅 忠敏

(教育委員) 狩野 時夫、青木 京、山本 真也、橋本 直之

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 坂 東 聡、教育次長補兼教育総務課長 田村 智巨、

学校教育課長 居 神 さゆり、社会教育課長 眞野 匡史、

社会教育課付課長兼生涯学習推進室長 阿萬野 真司、

スポーツ青少年課長 柏木 映理子、学校給食センター所長 船本 武身、

教育総務課係長 佐々木 友美、教育総務課主査 興津 里香

市民福祉部子育てゆめるん課長 稲本 順也

6. 会議に付した事件及びその結果

《共 通》

南あわじ市議案第2号 令和8年度南あわじ市の教育方針の策定について

学校組合議案第1号 原案可決

《南あわじ市》

- 議案第 3号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について
原案可決
- 議案第 4号 南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第 5号 南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について
原案可決
- 議案第 6号 南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について
原案可決
- 議案第 7号 南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第 8号 南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について
原案可決
- 議案第 9号 南あわじ市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第10号 南あわじ市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第11号 南あわじ市歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則制定について
原案可決

《学校組合》

- 議案第 2号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について
原案可決
- 議案第 3号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第 4号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について

1. 開 会

午前10時00分

【新宅教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

本日は、南あわじ市教育委員会議案第3号の説明のため、子育てゆめるん課長が出席しております。

2. 会議録署名委員の指名

【新宅教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、青木委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【新宅教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会定例会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、教育委員会定例会会議録は原案のとおり承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【新宅教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

本日は、「スクールイノベーション事業 阿万小学校授業研究会について」と「2月校長会より 新年度に向けての準備について」をまとめてお話させていただきます。

まず2月の校長会では、令和8年度の学校経営ビジョンをしっかりと示しているか、来年度の重点的な取り組みを現職員に示しているかを確認いたしました。その上で、教育課程あるいは校務分掌表等を含めて、4月に入ってからではなく、今まさに準備をしていく時期ではないかということをお話しさせていただきました。

スクールイノベーション事業につきましては、2月7日（土）に阿万小学校にて授業研究会を開催しました。当日は88名の参加があり、そのうち市外・県外から小中学校の先生方や教育委員会関係者が約40名、市内からは約45名の先生方の参加がありました。参加者のいなかった市内小中学校もあったのですが、今回の授業研究の機会を活かせなかった学校があったのは非常に残念に思っています。たくさんの実践発表者や研究主任の先生方に参加いただきましたが、若い世代の方が多かったことに非常に驚きました。発表の内容にもエネルギーを感じました。本市組合立学校でもベテランの先生がいる間にぜひ若手の育成をしてほしいと強く思いましたので、校長会でもそのようなお話させていただきました。

また、令和8年度から順次進める中学校区単位の小中一貫教育でも、今回の授業研究会の内容を取り入れ、中学校卒業時の子どもの姿を描いていただきたいということをお話しさせていただきました。

なお、令和8年度からは、保育所・幼稚園・こども園の所管部署が教育委員会に編入される予定となっております。幼児期・小学校・中学校の縦の連携をしっかりと取り、これまでの小中9年間ではなく、幼児年長期を含めた10年間の学びとしてつなげ、不登校や問題行動等の減少にも結びつけていくというようなことをねらいとしています。

生徒指導提要在新しくなっていますが、その中の生徒指導の基礎となる4つのうち3つ目に「自己決定の場の提供」があります。主体的な学び、深い学びの授業改善ということで、「自己決定の場の提供」が示されています。そのためには授業改革が不可欠となってきますので、改めて校長先生方に授業改革の必要性についてお話ししたいと思います。

以上で報告を終わります。この件につきまして、何かございませんか。

【狩野委員】 当日、公開授業に参加させていただきましたので、少し感想を述べさせていただきます。1点目ですけれども、やはり一斉指導とは違う授業スタイルだったかと思えます。子どもたちが司会進行をしており、教師はサポートに徹していました。子ども主体の授業をねらったことだと思えます。

2点目、自分の考えをタブレットに入力したり、他の子の意見を見たり、タブレットがフル活用されていました。また、各班の近くに置いてあるホワイトボードも活用

して、一人一人の考えを「見える化」することにより、班の意見をまとめやすくし、子ども同士の対話を活発にする効果があったと思います。

3点目、先ほど教育長がおっしゃったように小中のつながりが気になりました。小学校で培ったことを中学校でどう活かすかというところが課題だと感じました。複数の小学校から一つの中学校へ集まって上がってくるため、そのあたりの調整が難しいかもしれませんが、広田小中学校の場合であれば一つの小学校から一つの中学校へ進学してくるので連携しやすいのではないかと思います。いずれにしても良い授業をめざして日々子どもたちのために取り組んでいる姿には感銘しました。

【青木委員】 当日は最後まで参加させていただきました。その中で、発表される先生方は用意した原稿を間違いなく美しく読むことに力を注ぎすぎているのではないかと感じました。中には、一切原稿を見ずに自分が用意してきたスライドを示しながら進められている先生もいらっしゃいました。市内の先生も、ご自身につける力、子どもたちに示す力を進化させていかなければならないのではないかと強く感じました。ある先生が原稿を読みながら進めていらしたんですが、1箇所だけスライドにないことを付け足して伝えようと原稿に書いてないことを発言されました。その時だけ声のトーンが違うので、こちらに響いてくるものも違いました。そのことに先生方に気づいていただきたいと思います。先生が変わらないと、子どもたちのプレゼンも一生懸命用意したものを「読む」ということから抜け出せないのではないかと思います。

【新宅教育長】 この度は、県外から来られた先生が、授業改革をしていくにあたって苦勞された裏話をしていただき、非常に良かったと思います。生徒指導で荒れていた大規模な中学校を立て直していくにあたって、なかなか先生方が動かない。痺れを切らした先生が、先に子どもたちに働きかけて既成事実を作った上で学校を変えていったんだという、若いエネルギーが変えたという非常に刺激的な話でした。それを市内の学校も受け止めて、次どうしていくのかというところが大事なところかなと感じました。

【新宅教育長】 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

【新宅教育長】 次に「議事」に移ります。

「議事」につきましては、共通議案1件、南あわじ市議案9件、小中学校組合議案3件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第2号

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号

「令和8年度南あわじ市の教育方針の策定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第2号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「令和8年度南あわじ市の教育方針の策定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【田村次長補】 令和8年度南あわじ市の教育方針についてご説明いたします。議案第2号「令和8年度南あわじ市の教育方針」をご覧ください。前回定例会でお示した内容から特に変更はございません。

本案についてご決定いただきましたら、3月定例会にて完成版を配付させていただきます。また、市議会議員、小中学校組合議会議員、社会教育委員、教育委員会事務局職員、市内小中学校教職員、市内幼稚園・こども園・保育所へも配付し、南あわじ市ホームページに掲載予定としております。

以上で、「令和8年度南あわじ市の教育方針の策定について」のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【狩野委員】 基礎学力から南あわじ独自の取り組みまで把握できていると思います。

社会情勢の変化により、新しい取り組みが入ってきていると感じます。新しい取り組みを取り入れつつ、基礎・基本というところも大切にしてほしいと思っております。例えば低学年で教える九九であるとか、筆順、鉛筆の持ち方、基礎体力、挨拶。そういうところも大切にしてほしいと思います。

また子どもたちの学校生活も変化してきています。教科書を持たずにタブレットをランドセルに入れて帰っている。宿題もアフタースクールや学童保育で済ませて、家ではゲームをしているという子もいるのではないかと。親の子どもへの関わりがどんどん薄くなってきているのではないかと心配しています。家庭教育の大切さをどんな風に伝えたらいいのか。学校外での過ごし方なども気にかけてほしいと思います。

【田村次長補】 ご意見ありがとうございます。今回は、令和8年度の教育方針ということで、特に重点的な取り組みととして4つの事業を挙げさせていただきました。これとは別に、第4期教育振興基本計画が令和7年度からスタートしております。今おっしゃられたような子どもの姿を描きながら、様々な政策について取り組んでまいりたいと思います。

【新宅教育長】 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

これら2件につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第2号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「令和8年度南あわじ市の教育方針の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第2号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第3号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第3号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【田村次長補】 提案理由をご説明いたします。本件につきましては、令和8年2月24日に開会する第139回南あわじ市議会定例会に提出される議案5件が対象となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されており、このたび、当該案件について市長からの求めに応じ、本日の定例会に提案するものでございます。

まず、「令和7年度南あわじ市一般会計補正予算（第8号）」についてご説明を申し上げます。お手元の「議案第3号」のうち、補正予算書をご覧ください。

このたびの補正予算の内容は、決算見込みを踏まえた各種事業費の減額のほか、過疎地域において公共施設等を整備する際に活用できる過疎対策事業債の追加配分があったことを受け、令和8年度に予定していた施設整備等にかかる事業費の前倒し計上などとなっております。

「第3表 繰越明許費補正」でございます。先ほど申し上げたとおり、過疎対策事業債を活用する事業について、年度を繰り越して事業を実施することから、当該予算を翌年度に繰り越して使用するため、小学校営繕事業をはじめ計8件の事業で、合計6,029万円の繰越明許費を設定するものです。

次に「第5表 地方債補正」でございます。先に申し上げた過疎対策事業債の追加のほか、決算見込みに伴う減額補正に合わせ、6ページにあるように義務教育施設整備事業ほか3件の地方債の限度額を補正するものです。

続いて事項別明細書によりご説明いたします。

まず歳入です。18款、繰入金、2項、基金繰入金、10目、学ぶ楽しさ日本一基金繰入金 1,067万7,000円の減額です。各種事業の減額補正に伴い、その財源である基金繰入金を減額するものです。

20款、諸収入、4項、受託事業収入、2目、教育費受託事業収入290万円の減額です。八木養宜地区、及び賀集地区で実施している埋蔵文化財調査業務にかかる委託料について、決算見込みに伴い減額するにあたり、その財源である受託事業収入を減額するものです。5項、雑入、5目、雑入のうち、8節、教育費雑入138万9,000円の減額です。市で実施している事業が決算見込みにより減額するにあたり、財源の一部となっている小中学校組合からの事業費負担金 33万9,000円の減額、及び、南淡B&G海洋センター武道館の空調設備更新工事費を決算見込みに伴い減額するにあたり、その財源となっているB&G財団からの助成金 105万円の減額となっております。

21款、市債、1項、市債、7目、教育債3,280万円の追加です。先ほど「第5表 地方債補正」で申し上げたとおり、各種事業の財源である地方債をそれぞれ増

額、または減額補正するものです。

次に、歳出です。今回は、それぞれ事業実施を経て、措置した予算額に対し入札などにより不用額が見込まれることから、主に委託料や工事請負費などにおいて減額補正を計上しておりますが、これらの内容についてはいずれも類似の理由によるものでありますので詳細な説明は割愛させていただき、それ以外のものについてご説明申し上げます。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育振興費及び4目、小中学校組合費は、いずれも決算見込みに伴う減額補正です。

2項、小学校費、1目、学校管理費において、12節 委託料のうち、実施設計委託料、設計監理委託料、工事監理業務委託料で合計145万9,000円の追加、及び14節、工事請負費において校舎等営繕工事費1,120万円を追加しています。これは決算見込みに伴って令和7年度に実施している沼島小学校のトイレ洋式化工事にかかる実施設計委託料と、神代小学校体育館消火設備の更新工事費を減額する一方で、令和8年度の当初予算に計上を予定していた阿万小学校防水改修工事の実設計委託料、松帆小学校の校舎防水改修工事の設計監理委託料及び工事請負費、志知小学校の体育館床改修工事費、阿万小学校の防犯カメラ更新工事の工事監理業務委託料及び工事請負費、また同じく阿万小学校のリフトの改修工事費など、過疎対策事業債の追加配分に伴う前倒しとして、計1,670万円を追加するものです。

2目、教育振興費は決算見込みに伴う減額補正です。

3項、中学校費、1目、学校管理費において、12節、委託料のうち工事監理業務委託料で50万円の追加、及び14節、工事請負費で校舎等営繕工事費910万円を追加しています。これは、小学校費と同様に、令和8年度の当初予算に計上を予定していた沼島中学校体育館の防水改修工事にかかる工事監理業務委託料及び工事請負費、南淡中学校のリフト及びエレベーターの改修工事費を過疎対策事業債の追加配分に伴う前倒しとして、計960万円追加するものです。

2目、教育振興費は決算見込みに伴う減額補正です。

5項、社会教育費、2目、公民館費についても、12節、委託料のうち設計監理委託料と工事監理業務委託料で161万円を追加、工事請負費で1,579万円を追加しています。これも同様に、令和8年度の当初予算に計上を予定していた松帆活性化センター和室の空調更新に伴う設計監理委託料及び工事請負費、賀集地区公民館の高圧ケーブル等更新工事、湊地区公民館の下水道接続工事、灘地区公民館の低圧電力引込取替工事にかかる設計監理委託料や工事請負費として計1,920万円を追加するものです。

3目、図書館費、4目、資料館費は決算見込みに伴う減額補正です。

次に5目、美術館費は、玉青館の多目的室及び外壁タイルの修繕工事にかかる実施設計委託料120万円を過疎対策事業債の追加配分に伴う前倒しとして計上しています。

8目、埋蔵文化財費は決算見込みに伴う減額補正です。

9目、青少年教育費についても、北阿万アフタースクールを北阿万小学校内で実施するために空調設備を整備するにあたっての実施設計委託料50万円を、過疎対策事業債の追加配分に伴う前倒しとして追加計上しています。

6項、保健体育費の2目、体育施設費、及び4目、学校給食費は決算見込みに伴う減額補正です。

13款、諸支出金、1項、基金費、15目、学ぶ楽しさ日本一基金費については、令和7年度のふるさと納税が当初予算の見込みを約3億円下回ることに伴う、基金への積立金の減額補正です。

以上、議案第3号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」のうち、「令和7年度 南あわじ市一般会計補正予算（第8号）」のご説明とさせていただきます。

【田村次長補】 続いて、令和8年度南あわじ市一般会計当初予算について説明させていただきます。令和8年度の南あわじ市一般会計予算では、歳入歳出それぞれ329億6,000万円と定めており、前年度比は0.03%の減、金額にして1,000万円の減となっております。その中で、教育委員会関係予算は、労働費で819万6,000円、教育費36億1,297万6,000円を計上しております。労働費は前年度比6.6%減、教育費は17.6%増となっております。教育費の構成比は、一般会計全体の11.0%を占めており、民生費、総務費に次いで大きな予算額となっております。

予算の内容につきましては事業概要説明書を用いまして、各課長から順に、主な事業の概要説明をさせていただきます。

まず、教育総務課分について説明いたします。

1番、小中学校照明LED化事業でございます。こちらは新規事業となっております。水銀に関する水俣条約締結国会議の決定を受け、すべての一般照明用の蛍光灯の製造及び輸出入が段階的に規制されていることを踏まえ、現在の学校校舎や屋内運動場の照明の大半が蛍光灯やハロゲン灯であることから、今後の在庫不足や値上がりなどの懸念点を考慮し、早急にLED化を進めることで学習環境の向上とともに維持管理コストの削減を図るものです。今回、市内小中学校校舎及び屋内運動場等を一気にLED化することとしており、予算額としては3億2,310万円を計上しています。

4番、教育ICT環境整備事業をご説明いたします。ここでは学校での校務に使用するパソコンやセキュリティ強化を図るためのクラウドサービスのほか、システムエンジニアやICT支援員が各学校を巡回訪問してICTの環境整備や研修等の支援を行う教育情報システム保守管理委託料として1億4,270万円、また令和7年度に更新したGIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末や学習支援システム

などのランニングコストとして情報端末運用管理業務委託料1億778万円、及び電子黒板の購入費と借上料として3,072万円などを計上しています。総額は2億8,245万円となっております。

5番、学ぶ楽しさ支援センター運営事業でございます。学ぶ楽しさ支援センターの3つの機能である教職員の自主研修支援、防災教育の拠点づくり、子どもたちの社会的自立支援を実施するための費用でございます。事業費としては、子どもの第三の居場所運営事業として運營業務委託料2,149万円、学ぶ楽しさ支援センターのセンター長などの人件費870万円、研修などにかかる講師謝礼等100万円を予算計上しています。総額は3,844万円となっております。

続いて6番、私がつくるワタシの南あわじ事業です。これまで南あわじ市や淡路景観園芸学校、国立淡路青少年交流の家と4者連携を締結し、地域課題やその解決方法を探究してきた淡路三原高校が、取り組みをさらに深めるため市役所と協働して南あわじ市が抱える地域課題を解決するため「実際に取り組んでみる」ことを支援する補助金として100万円を計上するものです。この取り組みを通じて、淡路三原高校の生徒や先生方が南あわじ市を深く知ることで郷土愛を育むとともに、地域において実際に活動することで、これまで以上に地元で愛される学校となり、魅力ある学校となることが期待されるものです。

教育総務課の事業につきましては以上でございます。

【居神課長】 続きまして、学校教育課分について説明いたします。

7番、スクールイノベーション事業でございます。今年度に引き続き「学ぶ楽しさ日本一」をめざして、各校が特色ある学校づくり、さらに授業改革・校務改革を進めてまいります。今年度よりスクールチャレンジからスクールイノベーションに変わった本事業ですが、7月、8月に中学校区ごとに分かれて各校の取り組み状況の中間報告を行いました。主幹教諭や研修担当が自校の取り組みを報告し、ディスカッションを行うことで、各校の取り組みを横展開するとともに小中学校のつながりを意識することができました。11月には教育みらい創造フェスティバルと称して、地域にも発信できました。令和6年度は学校長が、令和7年度は主幹教諭等のミドルリーダーが報告を行いました。3年目となる令和8年度は本事業の集大成の年と捉え、すべての教職員が現任校の取り組みを理解し、授業改革・校務改革を一層進めてまいります。予算額としては、事業推進にかかる講師の謝礼などで265万円を計上しています。

8番、不登校対策・心の相談の充実事業をご説明いたします。今年度、教室に入りにくい生徒の別室登校を支援するため、モデル校として南淡中学校に校内サポートルームを設置しました。来年度はこれを拡充し、市内全中学校及び松帆小学校、賀集小学校に校内サポートルームを設置します。また、これまで市内4か所で開設している適応教室の名称を「教育サポートルーム」と改め、引き続き学校復帰への支援・指導を行ってまいります。予算額としては、指導員の人件費などで2,104万円を計上

しています。

9番、離島留学支援事業につきましては、特色ある離島の学校への通学費の補助や通学バスの運行委託料などで1,040万円を、17ページの10番、読書活動推進事業につきましては、学校図書館整備の推進や図書館活動の充実のため学校司書の人件費及び学校図書館整備にかかる備品購入費として1,509万円を計上しております。引き続き、各事業に取り組んでまいります。

なお、事業概要説明書に記載はありませんが、令和8年度新たにスクールロイヤー委託事業としまして、予算額34万2,000円を計上しております。昨今の教育現場における問題の多様化・複雑化により、専門的な対応が必要となるケースが増えていることに鑑み、学校で発生するいじめ、事故、保護者とのトラブルなどの問題に対し、法律的な側面からの助言を受けることで、問題の未然防止と早期解決を図り、児童生徒の最善の利益を実現し、教育環境を維持・向上させてまいります。

学校教育課の事業につきましては以上でございます。

【眞野課長】 続きまして、社会教育課分について説明いたします。

26番、淡路人形浄瑠璃の伝承でございます。淡路人形浄瑠璃の振興、普及および伝承者の養成並びに市の観光振興に寄与するため、淡路人形浄瑠璃館の運営にかかる指定管理料として、5,000万円、淡路人形浄瑠璃体験教室補助金として、20万円、淡路人形協会負担金として、310万円などを計上しています。総額は5,330万円となっております。

27番、淡路人形浄瑠璃資料館改修事業をご説明いたします。淡路人形浄瑠璃資料館の屋根やトイレ、エレベーター等が経年劣化により支障が生じており、施設の長寿命化を図るため改修工事費として9,540万円を計上しています。

社会教育課の事業につきましては以上でございます。

【柏木課長】 続きまして、スポーツ青少年課について、ご説明いたします。

2番、部活動地域展開推進事業でございます。令和8年度より、組織再編により専門部署を設けコーディネーターを配置し、令和10年2学期の完全地域展開に向けて、学校や団体等の調整を円滑に行ってまいります。コーディネーター人件費予算額は、770万円。また、文化・スポーツなどの地域クラブ活動の体験会や指導者向け研修会のイベント開催費が90万円、ミナ・カツ応援補助金として市内において中学生を受け入れ活動する文化、スポーツなどの地域クラブが自走できるよう地域展開に向けた体制づくり及び地域クラブへ運営支援として、1団体あたり上限15万円を助成するもので、予算額は300万円計上しております。このような補助金その他、中学生を受け入れ活動する団体にはスポーツセンターや公民館等の施設使用料の減免や選手派遣補助金として、広域大会出場に伴う交通費などの支援がございます。今後の方向性として、南あわじ市地域クラブ活動「MINA・KATSU（ミナ・カツ）」として、

子どもたちのみならず、地域の誰もが文化芸術やスポーツ活動に親しむことのできる環境づくり、地域の活性化をめざしてまいります。

3番、西淡グラウンド芝生化事業でございます。市サッカー協会からの要望を受け、ジュニアサッカー活動向けに、グラウンドの一部を芝生化し、子どもたちの健全育成と安心・安全な環境の整備を行うものです。サッカー協会が主体となり、地域と連携・協力をしながら、部活動の地域展開に向けた取り組みを進めるなど、地域活性化につながるモデル事業として必要な支援を行うもので、土壌整備、給水・散水設備など、予算額は、515万円でございます。

11番、夢プロジェクト事業でございます。小中学生を対象に、著名なスポーツ選手や文化人等を講師として招き、講演会を開催し、スポーツや文化の魅力や楽しさ、努力する大切さを学ぶ機会を提供するものです。令和8年度は、小学校4校、中学校3校に加え、オリックス・バファローズ等のプロ野球選手を招く少年野球教室などを開催する予定です。予算額として、386万円を計上しています。

12番、アフタースクール事業でございます。学童保育と放課後子ども教室を融合したアフタースクールを展開します。専門講師やまちの先生といった地域の方の参画を得ながら、遊びを通じた文化、スポーツなどの多種多様な体験プログラムを提供し、子どもたちの主体的な学び、コミュニケーション力など豊かな心を育むことを目的とするものです。これまでの開設校区13校区に加え、新たに、沼島小学校区、志知小学校区の2か所の開設を進め、令和8年度で小学校全15校区の開設を進めてまいります。主な経費として、体験プログラムの講師発掘や企画などを担うエリアマネージャーや子どもを見守り関わる支援員として会計年度任用職員の人件費が1億2,759万円、体験プログラムなどの専門講師やまちの先生、スタッフなどへの謝礼として、2,960万円を計上しており、予算総額は、1億8,642万円となっております。

7番、ワールドマスターズゲームズ2027関西誘致事業でございます。令和9年（2027年）5月9日から14日まで、慶野松原ビーチバレーコートで開催されますワールドマスターズゲームズ2027関西のリハーサル大会に向けた準備経費の補助金として、主に審判台、野外得点板、ボールなど予算額700万円、その他コーディネーターの謝金が86万円を計上しております。

スポーツ青少年課の事業につきましては、以上でございます。

【船本所長】 続きまして、学校給食センター分についてご説明いたします。

物価高騰対策事業の中の学校給食費負担抑制事業としまして、市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して生活応援として給食費負担軽減を行います。小学校は国補助金により月額一人当たり5,200円が補助されますが、不足分について賄材料費として2,000万円を計上。中学校につきましては、物価高騰分として補助をしておりましたが、来年度につきましても保護者の負担額を一定の額とし、不足分について賄材料費として約2,300万円を計上。合計4,346万円を計上しております。

学校給食センターの事業につきましては、以上でございます。

【稲本課長】 最後に、子育てゆめるん課分についてご説明いたします。

まず、所管の変更についてご説明いたします。これまで、保育所・認定こども園・幼稚園につきましては、市長部局の所管として取り組んでまいりましたが、このたびの市の組織再編に伴い、令和8年度より教育委員会部局の所管となります。来年度以降は、教育委員会において事業の提案やご意見をお伺いすることとなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは主な事業について説明いたします。

14番、就学前児童の教育・保育事業についてご説明いたします。本事業は、保育所・認定こども園・幼稚園の運営に係る事業でございます。0歳児から小学校就学前までの児童が健やかに成長できるよう、教育・保育環境の充実を図ることを目的としております。公立につきましては、保育所・幼稚園・認定こども園あわせて13施設を運営しており、あわせて私立保育所等に対する運営費の補助を行っております。主な経費といたしましては、公立保育所運営費1億2,829万円、認定こども園運営費4,418万円、幼稚園運営費833万円、私立保育所等への運営費補助4億198万円、総額5億8,978万円を計上しております。

16番、保育所営繕事業についてご説明いたします。老朽化が進む保育所の園舎や設備につきまして、園児が安心・安全に活動できる環境を確保するため、改修工事等を行う事業でございます。令和8年度の主な工事として八木保育所改修工事7,340万円、見守りカメラ設置工事1,090万円、北阿万保育所遊具更新工事500万円を予定しており、総額9,850万円を計上しております。

18番、乳児等通園支援事業についてご説明いたします。本事業は、国が進めるいわゆる「こども誰でも通園制度」でございます。すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらず支援を行うことを目的として、保護者が就労していない場合でも、時間単位で柔軟に利用できる新たな制度として、令和8年度から本格実施するものです。対象は、保育所や認定こども園に通っていない、0歳6か月から3歳未満の児童で、ゆめるんセンターおよび私立保育施設において実施いたします。主な経費といたしましては、ゆめるんセンターにおける保育士報酬等496万円、私立保育施設（認定こども園松帆南で実施予定）への運営費負担562万円を計上しており、総額1,106万円となっております。

次に、物価高騰対策事業において令和8年度当初予算に予算を計上している事業を説明させていただきます。

5番、保育施設給食費負担抑制事業についてご説明いたします。この事業は物価高騰の影響を受けている保育施設に対して、高騰する食材費の増額分の負担を支援するものです。公立保育施設の賄い材料費として1,360万円、私立保育施設への補助金として210万円の総額1,570万円を計上しています。物価高騰による支援と

して、公立保育施設については、給食費月額5,400円負担していただくところを、月額4,000円に抑制するものです。

6番、地場産食材活用給食補助事業についてご説明いたします。この事業は、食料品等の価格高騰の影響下で、保護者に負担増を求めることなく市内の子ども達に南あわじ市自慢の食材を活用した給食の提供を行う事業です。主な経費として、賄材料費の学校施設分500万円、保育施設分104万円の総額604万円を計上しています。

以上で、子育てゆめるん課の事業説明を終わります。

【田村次長補】 続きまして、「令和8年4月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」ご説明いたします。この条例制定は、本年4月1日付で行う南あわじ市の行政組織改編に伴い、条文中に改廃される組織名を含む関係条例について、所用の改正を行うものです。教育委員会に関する条例につきましては、南あわじ市社会教育委員条例、南あわじ市スポーツ推進審議会条例、南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例、南あわじ市松帆銅鐸調査研究委員会条例の4件です。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めております。

【眞野課長】 続きまして、「南あわじ市歴史民俗資料館条例を廃止する条例制定について」ご説明いたします。この条例制定は、現在閉館しており築52年が経過し、老朽化が著しい当該施設の解体工事を予定しているため、本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

【柏木課長】 続きまして、「南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。この条例制定は、本条例第9条第1項ただし書きを改正するものです。第9条では、アフタースクールの利用料負担について規定しております。今回の改正により、令和8年4月1日から規則で定めるアフタースクールの利用料を無料とすることといたします。規則で定めるアフタースクールとは沼島アフタースクールのこととなります。

これまでの経緯としまして、アフタースクール事業は、令和元年度に八木小学校区をモデル事業として開設し、以降、毎年利用できる学校区を拡大しております。来年度は設置済の13校区に加え、沼島小学校区、志知小学校区の2校区を開設し、全15校区の展開を予定しております。沼島小学校区は、離島であり地理的要件から人材確保の課題があり、他のアフタースクールと同様の受け入れ体制を整えることが難しい状況です。そのため、平日週1回の実施となりますが、児童の健全育成、放課後の学びの安定化を図りたいと考えております。このような人材不足の課題を踏まえ、柔軟な運営体制を段階的に運営し、週1回の開催については無料とする特例を設け、その後、充実を図ってまいりたいと思います。

【田村次長補】 以上で、議案第3号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【清水委員】 学ぶ楽しさ支援センター運営事業に関するセンター長の報酬と、こども誰でも通園制度での保育士報酬2名分の報酬を比べると随分違うように思うのですが、理由を教えてくださいませんか。

【稲本課長】 こども誰でも通園制度の保育士報酬2名分の報酬として496万円を計上しており、会計年度任用職員を配置する予定です。午前9時から午後4時で休憩1時間の一日6時間勤務を想定しております。

【田村次長補】 学ぶ楽しさ支援センター運営事業のセンター長報酬等870万円につきましては、センター長の報酬以外に、事務を担う会計年度任用職員の報酬や、そのほかの経費も含まれております。

【新宅教育長】 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。
お諮りします。
本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決します。
南あわじ市教育委員会議案第3号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第3号は原案のとおり決定されました。
ここで、子育てゆめるん課長は退席いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第4号

「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第5号

「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第6号

「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第7号

「南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、議案第5号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」、議案第6号「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」、議案第7号「南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」の4件を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

【田村次長補】 ただいま上程いただきました議案第4号ないし議案第7号の提案理由のご説明を申し上げます。

本案4件の改正は、令和8年度の市役所の全庁的な組織改編に伴い、教育委員会組織体制についても再編が行われることにより所要の改正を行うものです。主な組織改編の内容は、市長部局より、子育てゆめるん課の幼稚園・こども園・保育所の関係業務が教育委員会へ編入されます。また、現在の教育委員会組織を見直し、現行の4課10係から5課18係へ構成を変更します。

それでは、各議案についてご説明いたします。

議案第4号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。別表第1をご覧ください。改正案では、こども未来課が新たに追加され、ゆめるん子育て応援係、こども育成係の2係となります。また、現行の社会教育課及びスポーツ青少年課は、生涯学習課及び文化・スポーツ振興課に再編成いたしました。生涯学習課は、現在の社会教育課の人権・社会教育業務、生涯学習推進室の業務、スポーツ青少年課の青少年育成業務を担当します。文化・スポーツ振興課には、新たにミナ・カツ

推進室を新設し、現行の社会教育課の芸術文化・文化財の業務、スポーツ青少年課のスポーツ振興業務を担当します。また、社会教育施設及びスポーツ施設の管理及び整備も担当します。各課の詳しい事務分掌については、別表第2でご確認をお願いいたします。

続きまして、議案第5号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」、新旧対照表をご覧ください。決裁規程は、「誰が、どのような案件を、どの範囲まで決定してよいか」といった権限の範囲を明確にしたものです。別表第1は、決裁事項ごとの決裁区分を表にしたもので、組織改編により市長部局側の役職名が変更することに伴い、「合議又は協議」欄の役職名を変更後の役職名に改正するものです。別表第2をご覧ください。こちらは、課ごとに、決裁事項に対する決裁区分を表にしたものです。議案第4号でご承認いただいた、事務局組織規則の事務分掌と整合性がとれるよう、決裁区分を改めるものです。

続きまして、議案第6号「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」、新旧対照表をご覧ください。文書取扱規程では、教育委員会が作成・取得した文書を特定するために付与される記号を規定しており、今回の組織再編に伴って、記号の改正を行うものです。

最後に、議案第7号「南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」、新旧対照表をご覧ください。「事務の補助執行」とは、本来、教育委員会がすべき仕事を、市長部局の特定部署を指定して行わせるものです。左側の現行規定に「幼稚園に関すること。市民福祉部の職員」とありますが、これは現在、教育委員会が所管すべき業務を市民福祉部子育てゆめるん課の職員へ補助執行しているものです。今回の組織改編により、幼稚園に関する業務が教育委員会へ戻って来ますので、右側の改正案では削除しております。また、「ゆとりっくクラブハウスの管理運営に関すること」は経済観光部の職員へ、「施設の大規模工事に関すること」はまちづくり建設部の職員へ補助執行させることとなります。

以上で、議案第4号ないし議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

これら4件につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第4号ないし議案第7号の4件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、議案第4号ないし第7号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第8号

「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第8号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【居神課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第8号についてご説明いたします。

本改正は、南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程について、上位規範である規則との整合性を図るために必要な事項を整理したものです。

まず、第8条第3項及び第4項において引用している条文番号について、現行の規則の構成に合わせ、「規則第13条第2項」を「規則第13条第3項」に改めています。これにより、規則との条文対応を正確なものとしします。

次に、第7条で定める「様式第6号-1」及び「様式第6号-2（記録簿）」について、県が行った様式改正に対応するため、所要の修正を行っています。これにより、県の最新の様式に基づく運用が可能となります。

なお、附則でこの規則の施行日を令和8年4月1日と定めております。

以上、議案第8号の提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これでは質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第8号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第8号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第9号

「南あわじ市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第9号「南あわじ市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【船本所長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第9号についてご説明いたします。

この規則の一部改正は、令和8年度の教育委員会の組織体制の変更及びこれまで学校給食費の事務を担ってきた学校給食会の体制の変更に伴い、給食センター運営委員会の委員構成を変更するとともに、これまで事案の都度任命していた委員の任期を1年間に見直すものです。

なお、附則でこの規則の施行日を令和8年4月1日と定めております。

以上、議案第9の提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案議案第9号「南あわじ市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第9号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第10号

「南あわじ市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第10号「南あわじ市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【眞野課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第10号についてご説明いたします。

この規則の一部改正は、教育委員会組織改編に基づき課名の改正をするものです。

なお、附則でこの規則の施行日を令和8年4月1日と定めています。

以上で、議案第10号の提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第10号「南あわじ市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第10号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第11号

「南あわじ市歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【眞野課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第11号についてご説明いたします。

この規則制定は、現在閉館しており築52年が経過し、老朽化が著しい当該施設の解体工事を予定しているため、本規則を廃止するものです。

なお、附則でこの規則の施行日を令和8年4月1日と定めています。

以上で、議案第11号の提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第11号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【新宅教育長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【田村次長補】 ただいま上程いただきました議案第2号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」提案理由をご説明いたします。

本件につきましては、令和8年2月26日に開会する第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会に提出される議案3件が対象となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されており、このたび、当該案件について組合

管理者からの求めに応じ、本日の定例会に提案するものでございます。

まず、「令和7年度 南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。お手元の「議案第2号」をご覧ください。

このたびの補正予算の内容は、人事院勧告などに伴う会計年度任用職員の人件費の補正のほか、前年度繰越金の確定に伴う追加計上、及びこれに伴う南あわじ市、洲本市の分担金の補正が主な内容となっております。

詳細については事項別明細書によりご説明いたします。まず歳入です。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、分担金504万9,000円の減額です。前年度繰越金が確定したことによる追加計上などを踏まえ、また広田小中学校の令和7年5月1日現在の児童生徒数が確定したことから、按分基礎数値を置き換えて両市の分担金額を見直して補正するものです。なお、分担金総額が減少しているにもかかわらず洲本市の分担金額が増となっているのは、当初予算計上時には令和6年10月1日現在の広田小中学校児童生徒数をもとに、南あわじ市、洲本市それぞれの児童生徒数により按分して算出していたところ、令和7年5月1日現在の児童生徒数では特に小学校児童数で洲本市の児童が増加（19名⇒25名）したことによるものです。これにより、小学校児童数における洲本市児童の割合は、6.74%から8.71%に、小中学校全体でも9.09%から10.32%に上昇し、結果として洲本市の分担金負担額が増加したものです。

6款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金561万7,000円の追加です。前年度繰越金の確定による追加でございます。

次に歳出です。

3款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育振興費14万8,000円の減額です。人事院勧告等による会計年度任用職員の報酬等の増額、及び小中学校就学援助費を決算見込みに合わせた減額です。

2項、小学校費、1目、学校管理費、及び3項、中学校費、1目、学校管理費。いずれも35万8,000円の増額です。人事院勧告等による会計年度任用職員報酬等の増額、及び通勤手当支給額の変更に伴う費用弁償の増額です。

以上、議案第2号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」のうち、「令和7年度 南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）」のご説明とさせていただきます。

【田村次長補】 続きまして、令和8年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算について説明させていただきます。お手元予算書をご覧ください。

令和8年度の一般会計予算では、歳入歳出それぞれ2億1,999万8,000円と定めており、前年度比6.6%の増となっております。予算が増となった主な要因は、令和7年度に実施した広田中学校屋内運動場の床改修工事が完了した一方で、令和8年度新たに市内小中学校全校で校舎及び屋内運動場等の照明LED化に取り組む

ため、当組合予算においても整備にかかる経費を3,120万円計上したことによるものです。

なお、小中学校組合では、南あわじ市立小中学校と同様に、「学ぶ楽しさ日本一」をめざして広田小中学校の学校管理や教育振興に取り組んでいくことを目的として予算を計上しており、事業内容については概ね南あわじ市立小中学校と同じです。よって予算については主なもののみ説明させていただきますので、事業内容等については先にご説明した、南あわじ市一般会計事業概要説明書などによりご確認をお願いいたします。

第2表、地方債です。ここでは、小中学校校舎及び屋内運動場等のLED化に取り組むための事業費の財源として地方債を発行するにあたり、その限度額、起債方法、利率、償還の方法などを定めています。

次に事項別明細書により前年度と大きな増減が生じている項目のみご説明いたします。

まず歳入です。1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、分担金は1億7,918万5,000円で、前年度より662万6,000円の増となっています。構成2市の分担金額は南あわじ市が1億6,721万1,000円、洲本市が1,197万4,000円となっています。

8款、組合債、1項、組合債、1目、教育債2,800万円です。こちらは広田小中学校校舎及び屋内運動場等のLED化事業費の財源とするための組合債となっています。

次に歳出です。3款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育振興費7,851万5,000円、前年度より871万2,000円の増となっています。主な要因としては人事院勧告等による会計年度任用職員の報酬等の増額と、特別支援教育支援員の配置人数増に伴う人件費の増となっています。

2項、小学校費、1目、学校管理費4,407万1,000円、前年度より2,530万8,000円となっています。主なものとしては14ページの18節 負担金補助及び交付金のうち学校施設整備事業負担金2,460万円になります。こちらは小学校校舎及び屋内運動場等のLED化にかかる経費です。

3項、中学校費、1目、学校管理費2,475万7,000円、前年度より1,946万9,000円の減となっています。こちらも18節、負担金補助及び交付金において小学校と同様にLED化にかかる経費を660万円計上していますが、一方で前年度の広田中学校屋内運動場の床改修工事費2,500万円が皆減となっていることで、差し引き減となっています。

以上、議案第2号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」のうち、「令和8年度 南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算」のご説明とさせていただきます。

【田村次長補】 続きまして、「南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

この条例改正は、令和8年度に予定されている南あわじ市の全庁的な組織改編に伴い、現行で「いじめ問題調査委員会の庶務を担当する所属」として規定している「総務企画部総務課」が、組織改編により「総務部総務課」へと変更されることから、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めております。

以上、議案第2号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」の提案理由のご説明とさせていただきます。

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号

「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号

「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第4号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【田村次長補】 ただいま上程いただきました議案第3号及び議案第4号の提案理由のご説明を申し上げます。

本案2件の改正は、先ほど南あわじ市教育委員会議案第4号ないし第7号でご承認いただきました、令和8年度の市役所の全庁的な組織改編及び教育委員会組織再編による改正と同様に、本組合の教育委員会組織についても改正を行うものです。

それでは、各議案についてご説明いたします。

議案第3号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、新旧対照表をご覧ください。先ほどご承認いただいた南あわじ市教育委員会議案第4号に沿って、教育総務課及び学校教育課の事務分掌を改正するものです。基本的には南あわじ市の事務分掌と同じですが、広田小中学校に関する事務以外のものについては除外しております。

続きまして、議案第4号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」、新旧対照表をご覧ください。第2条で、南あわじ

市教育委員会決裁規程を準用することを規定しております。この度の組織改編により市長部局側の役職名を変更することに伴い、下線のとおり、読み替え部分の役職名を改正するものです。

以上、議案第3号及び議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

これら2件につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号及び議案第4号の2件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり決定されました。

6. 協議及び報告事項

【新宅教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 教育職員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」について

【新宅教育長】 「教育職員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」について」、事務

局より説明をお願いします。

【居神課長】 「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」についてご説明いたします。

送付資料「小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」をご覧ください。

本日、「協議」として計画（案）をお示ししておりますが、次回定例会で議案として提出させていただきたいと考えております。本日はお時間の都合上、要点を中心にご説明させていただきますのでご了承ください。

それでは、計画（案）の説明をさせていただきます。

本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項の規定により、小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものでございます。

もう少し詳しくご説明しますと、令和7年6月18日に、文部科学省から特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日から施行されこととなりました。この法律は、一般の地方公務員とは働き方が大きく異なる公立学校の教育職員の「給与」と「勤務の仕組み」を特別に定めた法律です。近年、教員の長時間勤務の常態化や、残業代が出ない仕組みのまま業務が増え続けている現状、さらに教員不足の深刻化など、教育職員に対する処遇改善と業務改善が喫緊の課題となっている状況です。こうした状況を踏まえ、教員の働き方改革を確実に進めるため、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を義務付ける第8条が新設されました。なお、本計画の進捗状況については、毎年度、総合教育会議で報告することが求められております。

それでは、資料に沿って説明いたします。

まず、「1 計画の趣旨・現状」です。計画の趣旨として最も大切にしているのは、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立です。その実現に向けて本計画を策定しております。

本市の現状につきましては、これまでの取り組み内容と、令和6年度の時間外在校等時間の状況を記載しております。月45時間を超える割合が、中学校が小学校の3倍以上、月80時間を上回る中学校の割合が5.8%というような状況となっております。

なお、本市では学校給食費・学校教材費の公会計化や来月からの留守番電話導入など、学校現場の負担軽減に取り組んでいるところです。

次のページをお開きください。「2 目標」です。「(1) 時間外在校等時間に関する目標」は、これまで国が求めてきた数値と変わりはありません。引き続きこれを目標として取り組んで参りますが、最優先の目標は、月80時間を超える教職員をゼロとすることです。

「(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」を示しております。ストレスチェックについては、年2回実施しています。今年度の結果では、「働きがいがある」「上司からの支援がある」と回答した割合が全国平均を超える良い結果が見られました。一方で、高ストレス者の割合は前期が10%、後期が13%となりました。これを5%以下に減少させることを目標としております。

「3 計画の期間」は、令和8年度から令和11年度の4年間としております。毎年度、進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行います。

「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」に移ります。(1)の「①教職員の意識改革」です。制度や仕組みの整備に加え、教職員一人ひとりの意識改革も重要です。教職員がワーク・ライフ・バランスを意識しながら働けるよう、学校閉庁日の活用や年次休暇の取得促進、定時退勤日やノー会議デーの着実な実施等の取り組みを通じて、働きやすい職場づくりにつなげてまいります。

次に、「②業務の整理とマネジメント」をご覧ください。ここでは業務を「学校以外が担うべき業務」「教職員以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の3分類に分けて見直しを行ってまいります。すでに実施している項目もありますが、学校で対応が困難なものについては、教育委員会で対応してまいります。

「③学校における措置の推進」ですが、ICT活用や環境整備などにより、学校における業務効率化を推進します。

「④教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」では、現状でも実施していますが、長時間勤務者に医師による面談指導を実施します。これは、本人が希望しないとできませんが、引き続き管理職を通じて面談指導を受けるよう働きかけてまいります。また、ストレスチェック実施後の集団分析結果等も活用して、各校の職場環境の改善を図ってまいります。

「5 今後のフォローアップ」では、計画の進捗状況を教育委員会や総合教育会議において報告するとともに、保護者、地域の理解を促進するため、ホームページや広報誌、また様々な場面で周知を図っていく必要があると考えております。

以上が本計画(案)の概要です。この計画を着実に推進し、教職員が健康で働き続けられる環境を整えることで、子どもたちにとってより良い学びの環境を確保できるよう取り組んでまいります。

なお、冒頭に申し上げましたとおり、本日はお時間も限られておりますので、詳細をご確認いただくのは難しいかと思っております。お帰りになってからでも結構ですので、お気づきの点などございましたら、学校教育課までご連絡いただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【近藤委員】 多岐にわたってきっちりまとめられていると思います。

時間外在校等時間について、「部活指導などが大きく影響している」というコメントがありますが、今後の部活動地域展開の推進に伴って影響は少なくなってくるのだろうと想定されます。部活動指導にかけていた時間をこれからは、授業の充実へかけていただくよう強く希望したいと思います。しかし、実際には、部活動以外にも、生徒指導に関する事柄や学校以外が担うべき業務にかけている時間もあると思いますので、そのあたりの整理がもっと進んでいけばという思いを持っています。地域の理解や協力があってこそ、「これは本来学校以外がやることなんだな」という意識が広がっていくと思いますので、折に触れて、教育委員会をはじめ、色々なところで発信して頑張っていたいただきたいと思います。

30年前の話になりますが、中学校教師としてある中学校に勤務していたときに、イギリスから来られていたALTの方が、「日本の先生は3つも仕事していますね。教科指導、部活、それともう1つは生徒指導。イギリスでは部活動は地域、生徒指導はソーシャルワーカーの仕事です。私たちは授業が終わったら4時頃に帰って自分の生活を充実させます。」とおっしゃっていたのが印象に残っています。あれから30年も経っているので、日本も変わって行ってほしいと思っております。そのための広報は大事なことです。地域の皆様にも十分周知し、ご理解いただけるようにと思っております。

【居神課長】 ご意見ありがとうございます。学校は、保護者や地域の皆様に支えられて学校運営ができております。部活動の地域展開をはじめ、これまで学校が担ってきた役割がどんどん変わろうとしているところなんですけれども、確かにまだ周知不足というところで、「今までだったら学校の先生がやってくれていたのに」というところがまだまだあるかと思えます。その部分は学校から発信しづらいところだと思いますので、教育委員会から、先生の働き方改革を進めていくことが子どもたちの教育の充実につながるのだというところを発信していきたいと考えております。また先生方にも同じように意識を持っていただくというところも大事なところですので、制度を整えつつ、意識改革も進めてまいりたいと思います。学校、保護者の皆様、地域の方々のご意見をいただきながら、共に進めていかなければならないことだと感じております。

【新宅教育長】 ほかになにかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(3) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【新宅教育長】 「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

7. その他

【新宅教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

○勉強のつまずきへの対応について

【清水委員】 不登校に対する支援を強化されていますが、不登校の理由の1つに「勉強についていけないから、学校に行っても面白くない」という意見があります。小学校の勉強でつまずいてしまうと、中学校ではもっとレベルが上がってついていくのが難しくなってしまいます。

それぞれの教科で、難しくなるポイントというのがあると思います。そのポイントや単元を重点的に時間をかけることで、つまずきやすい子どもたちを救い上げられるのではないかと思います。その対応を強化することで、勉強についていけないからという理由での不登校を減らせるのではないかと思います。

【坂東次長】 つまずきポイントのところでは、どの教科でもしっかりと対応はしております。しかし、誰かがつまずいているから、その先に進まないということは現実として難しいため、進めていきながらフォローも入れていくという対応をとっております。ただし小学校でも専門性を高めていかないと、その見極めがなかなか難しいという面はあると思います。

【新宅教育長】 通級制度により、従来よりも柔軟に多様な児童生徒に対応できるようにはなっております。通級は学習指導だけではなく、個々の特性に応じたつまずきをどうすればいいかという考え方で対応しております。小学校の初期段階において、特性に応じたつまずきに対応できれば、その後の効果は大きいのではないかと思います。

○部活動の地域移行におけるクラブチームと拠点校部活動について

【清水委員】 部活動の地域展開について、令和10年8月までに学校部活動を継続する種目も多く、また拠点校として地域展開になるまで活動する部活動もあります。そのような状況の中で、地域クラブが活動する地域の学校に拠点校部活動が立ち上がったために、地域クラブの生徒たちが拠点校部活動への活動へ移行してしまい、地域クラブとして中体連に登録して試合出場をめざしていたチームが断念したというケースが出てきています。

【坂東次長】 登録しているクラブチームがすでにある場合は、拠点校部活動は立ち上げていないのですが、今お話をうかがった感じだと、拠点校部活動が立ち上がってから登録されたクラブチームのように見受けられます。

【清水委員】 教育委員会は、生徒がどの団体に所属して活動するかは本人の選択を尊重してくれていますが、できれば地域クラブの指導者の声を一緒に聞いてくれる機会があればと思います。

【柏木課長】 来年度から、部活動地域展開に関する専門部署が設置されますが、現在でも各団体の顧問や協会の方とお話はさせていただいております。すべての団体との間に入っていくのは数も多くて難しい部分ではありますが、教育委員会のできる範囲で調整していきたいと思っております。

○門崎砲台について

【眞野課長】 本日、委員の皆様には「南あわじ市の戦争遺跡」のパンフレットをお配りしています。お時間がある時にご覧いただければと思います。

令和5年8月の教育委員会定例会で門崎砲台発見について報告をさせていただきました。その後、今日までの経過を報告いたします。

今年度、道の駅うずしおがリニューアルオープンしました。門崎砲台は解体され、現在、道の駅うずまちテラスの間にある市の土地に保存されています。

解体された門崎砲台の保存・活用については、南あわじ市文化財保護審議会で審議され、令和6年9月に教育長へ建議書が提出され、建議書の中では、切り出した砲台は現状のまま、適切な保存・管理を継続することが望ましいとされ、また、平和教育の一環として、パンフレットの作製、小学生用の副読本への掲載、解説看板の設置、デジタル技術の活用、屋内展示物の製作などが提案され、これを受けて今日まで提案

内容を実現するため、順次取り組んできました。

その中で、デジタル技術の活用については、このたびXRを活用して復元映像体験等の環境整備を図っていくこととしています。令和8年度に予算を措置し、大鳴門橋記念館のうずしお科学館内に設置予定です。

以上、簡単ですが、門崎砲台について発見以降の経過を報告させていただきました。

【青木委員】 「南あわじ市の戦争遺跡」のパンフレットにQRコードやURLがある
といいですね。

【眞野課長】 今後検討します。

○5月教育委員会定例会について

【田村次長補】 5月の教育委員会定例会の日程につきましては、調整の結果、5月21日(木)午前10時より第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

8. 閉 会

【新宅教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午後0時23分